

戦国期における肥前千葉氏の分裂・抗争

— 文明年間を中心に —

大塚 俊 司

はじめに

戦国期の肥前国は、北部九州をめぐる政治動向の中でも筑前国と並び重要な焦点と言うべき地域である。大内・渋川方対少弐・大友方、という大名間の対立の構図の中で、渋川氏と少弐氏はともに筑前から逐われて肥前に移り、支持基盤も次第に肥前東部だけに縮小していく。一方、肥前国内では龍造寺氏・有馬氏・平戸松浦氏など国人領主層が急速に領域を拡大し、少弐氏や渋川氏、さらに大内氏・大友氏と複雑に絡みながら、対立抗争が繰り返される。そのような転換期の肥前国において、屈指の勢力を有していたのが千葉氏である。同氏は鎌倉期以来、小城郡を起点に勢力を広げ、室町末期（一五世紀中頃）までに小城・佐賀・杵島三郡に跨る領域を形成するに至ったが、戦国期に入ると二家に分裂し、抗争を繰り返して衰退していったとされている。

ところで、戦国期の肥前国に関するこれまでの研究は、龍造寺氏など一部の個別研究にある程度の蓄積はあるが、全体としてはまだ成果が乏しい状況であり、特に戦国期前半（一五世紀後半～一六世紀前半）については、あまり注目されていないように思われる。¹ ならば当該期における千葉氏の研究は、肥前国を考える上でも重要な意味を持つだろう。しかしながら、

注目されていないという点では千葉氏の場合も例外ではない。千葉氏研究では、鎌倉・南北朝期に関しては川添昭二氏をはじめ諸先学による豊富な研究成果があるが、室町・戦国期の方は研究が非常に遅れており、宮島敬一氏の研究以外には専論もないという状況である。中でも戦国期における分裂・抗争の具体的な経緯や事情については、解明されていない部分が多く残されている。なお千葉氏の政治動向については、渋川氏や大内氏の研究⁴の中で触れられているのが数少ない成果であるが、それも千葉氏研究には反映されないまま現在に至っている。よって室町・戦国期の千葉氏に関する研究は、一九七四年に『小城町史』⁵が刊行された後、ほとんど進んでいないと言えるだろう。

また、室町・戦国期の肥前国に関する研究では、「北肥戦誌」「歴代鎮西志」「歴代鎮西要略」⁶（以下、「北肥」「鎮西志」「要略」と略す）など後世の編纂資料の記述がそのまま使用され、これによって歴史像の多くが構築されているという問題点もある。千葉氏に限って言うと、発給文書や関連史料など同時代史料が全く残っていないわけではないが、それらはまだ充分に活用されているとは言い難い。よって、後世の編纂資料によって作られている通説⁷について、同時代史料を元に事実関係を再検討する作業が必要になる。特に比較的史料が多く残っている戦国期においては、検討の余地がその分だけ存在し、編纂資料に記されていない新たな知見を得る可能性

も大きいと思われる。

そこで本稿では、千葉氏の分裂・抗争が始まった戦国期初頭の文明年間（二四六九〜八七年）に注目し、第一に後世の編纂資料によって構築されている通説に対し、同時代史料を元に事実関係を再検討したい。そして第二に分裂・抗争を北部九州の動乱の中に位置づけ、その事情や背景について考察したい。その上で、分裂・抗争がそのまま衰退を招いたかどうかも考え直してみる必要があるだろう。具体的には文明元年（一四六九）六月における千葉教胤の藤津郡侵攻と死去から、これまでに分裂の契機とされてきた同一八年（一四八六）一〇月の千葉胤朝暗殺に至るまで、抗争の経緯を順に見直してみる。

一 千葉教胤の藤津郡侵攻と死去

これまでの見解では、千葉氏の分裂は文明一八年一〇月、当主の胤朝をその弟胤将が殺害した事件を発端に始まったとされている。しかし本当にそうであるのか、ここではまず文明元年の千葉教胤の死去にまで遡って検討を始めた。

通説によると、文明元年六月中旬、千葉教胤は軍勢を率いて藤津郡の大村家親を攻撃したが、大村勢の応戦により退却する。その帰路、千葉勢の兵船を暴風が襲い、教胤の乗船が転覆、教胤は溺死した。これは、千葉氏が祇園会を執り行わず出陣したための神罰（「鎮西志」「要略」とも、千葉氏の兵が藤津郡浜松（浜町か）の祇園会に乱入して狼藉を働いたための神罰（「北肥」とも評されている）。

この一件の背景には以下のような動きがある。応仁元年（一四六七）五

月、応仁・文明の乱の勃発により、大内政弘（西軍）は軍勢を率いて上洛する。対する將軍足利義政・管領細川勝元（東軍）は、手薄となった大内領国を狙って九州の諸氏に攻撃を命じた。⁸これに応じて大友親繁が文明元年四月に豊前国に侵攻、少弐頼忠の与党も各地で蜂起し、九州探題渋川教直は大友・少弐方の軍勢に攻められ、居城を攻め落とされている。⁹この時、足利義政は大友親繁に対し、豊前・筑前・肥前における戦功を賞している。¹⁰

謹上

（中略）

一 千葉介一勢筑前国^三指遣候、大友勢^二成合、去三日原田城攻落候、

（中略）

一 今日迄^茂大友方・千葉方少弐山中入相働候、其餘者一人^茂無頭候、

（中略）

一大村方公方之可立御用由、懇^江雖被申上候、不出頭上者、何も被存候哉、千葉介大村住城^二押寄合戦仕、千葉介討負打死仕候、親類被官人数輩打死仕候、大村方向公方申、少も無緩怠由欲申候、^歌

（中略）

一 筑前国少弐方先知行分蒲郡^{（嘉麻郡）}・満浪郡千手^{（穂波郡）}・秋月・麻生各闕所^江成、原田

跡在所者、大友方・千葉方打随畢、

一 申上候條々偽申候者、

氏神諸神等之可蒙御討候、

六月廿八日

野辺
盛仁

真鍋太郎左衛門尉殿^①

この文書は、日向国の国人野辺盛仁が、細川勝元の家臣真鍋太郎左衛門尉に充てて送った注進状である。盛仁はこの時、東軍の一員として肥前国に在陣し、自身が現地で見聞した情報を注進している。これによると「千葉介」は筑前国に軍勢を派遣、六月三日には大友勢と共に大内方の原田城（怡土郡高祖城か）を攻略しており、大友・少弐方として行動していたことがわかる。一方、大村氏は「公方之可立御用」、つまり將軍への忠節を表明したにもかかわらず、大内方との合戦には参加していない。よって千葉氏は、合戦への不参加を理由に大村氏の居城に攻め寄せたのである。

しかしその結果、千葉勢は敗北し「千葉介」は親類・被官数輩とともに討死した。大村氏は千葉勢を撃退した後もなお、將軍に緩怠なき由を訴えている。この「千葉介」については、元胤（寛正五年（一四六四）死去とされる¹²）の子教胤に比定するのが妥当と考える。

以上のように、千葉教胤の藤津郡侵攻は単なる千葉―大村間の勢力争いではなく、その背景には応仁・文明の乱の九州への波及が存在した。大内・渋川方（西軍）と大友・少弐方（東軍）との抗争の中、千葉教胤は大友・少弐方に参陣し、去就が不鮮明な大村氏を攻撃した。そして帰路の途中で遭難したのではなく、合戦の最中に戦死したのである。教胤の死により、嫡流である胤鎮―元胤―教胤の系統は絶え、千葉氏は突然に存亡の危機に直面するのである。

二 千葉胤朝・胤将の抗争

教胤の死去を契機に、かつて胤鎮と敵対した弟胤紹の系統が再浮上する。胤鎮・胤紹兄弟は、永享二〇年（一四三八）末に家督をめぐる争い、

幕府の支持を得た胤紹が当主胤鎮を逐って当主の座に就くが、文安二年（一四四五）八月には胤鎮が再起し胤紹を討って当主に復したとされている。その後、胤紹の遺児達（胤朝・胤将・胤盛）の消息は明らかでないが、教胤の死によって姿を現すようになり、兄弟の間で抗争が始まる。ここでは、文明元年から二年にかけて繰り広げられたという胤朝と胤将の抗争について検討を加えてみたい。

これまでの通説をまとめると、おおよそ以下のような経緯となる。

①文明元年六月（教胤の死後）、教胤に子がないため、その跡目は一族家臣の討議の結果、胤紹の子胤朝を迎えることに決定、胤朝が家督に就く。

②同年八月、千葉氏の重臣中村胤明が、重臣岩部常楽の謀反を胤朝に讒言する。常楽は胤朝に起請文を捧げて無実を訴えるが許されず、九月九日に胤朝は軍勢を佐賀郡国府城に派遣して常楽を攻める。常楽は佐賀郡内の郷民ら土一揆の協力を得て防戦するが、敗れて逃亡する。

③文明二年（一四七〇）一〇月一九日、胤朝の弟妙法院僧が岩部常楽に擁立され、還俗して胤将と名乗り、少弐頼忠の支援を得て国府城に入る。十一月四日、中村胤明の率いる胤朝の軍勢が胤将・常楽を攻撃する。胤将・常楽は土一揆の援けによりこれを破り、胤明は討死した。胤将らは進軍して小城郡彦島岳に着陣し、宗貞国が率いる少弐勢と合流する。一二月二三日、胤将・貞国らは京都の將軍家からの命を受け彦島岳から撤兵するが、小城郡の郷民らがこれを追撃し、岩部常楽はじめ多数が討死した。（「鎮西志」「要略」「北肥」）

この間に北部九州では、文明元年七月に少弐頼忠・宗貞国が対馬を発し

て筑前に打ち入っている。¹³ また翌二年初頭には、大内道頓（教幸）が赤間関において反乱を起こしており、足利義政は大友親繁らに向けて、道頓と相談して大内政弘らを討つよう命じている。¹⁴ つまり胤将の挙兵は、少弐方優勢の情勢下で実行されたのである。

小二殿

（中略）

己丑年、国王、以大内党・山名命小二復旧土、又命諸州助之、秋七月、

对馬島主宗貞国挙兵、奉教頼之子頼忠而往、沿路諸酋護送助之、遂至

宰府悉復旧境、頼忠既至宰府、令貞国守博多、貞国身留愁未要時

命貞国往攻之、貞国難之、小二強遣之、値大雪、敗還、对馬島兵千之

凍瘡多死者、¹⁵

右に挙げた「海東諸国紀」は、朝鮮国領議政の申叔舟が朝鮮国王成宗の命により成宗二年（文明三、一四七一）に撰進した、日本・琉球の国情および朝鮮との通交の沿革に関する報告書である。千葉氏に関する記事（「肥前州千葉殿、〜」）は、「己丑年」（文明元年）秋七月の記事に続き、「今辛卯年春」（文明三年）の記事の前に位置しており、時期は明記されていないが通説と大きな違いは認められない。

これにより「千葉殿」と「其弟」との間に対立があったことは明らかであり、そして一方には「千葉殿」の名称が使用されている点から、千葉家の当主と認識されている。同書では「千葉殿」を一貫して元胤と見なしているが、実際には別の人物が当主として存在していたと考えられる。ただ

し、その「千葉殿」が教胤の跡目を正式に相続していたかどうかは定かではない。また、ここで誰と誰が争っていたのかも明記されていない。「千葉殿」を胤朝とも、「其弟」を胤将とも断定できず、そのどちらかが胤盛だった可能性もある。よってこの史料から、胤将の実在を証明することはできない。

なお、少弐頼忠が「其弟」を援けるために宗貞国に命じて出兵させた、という内容は辻褃が合っている。ところがこの時、宗貞国は出兵に反対したが頼忠は強いて出陣させ、そして軍勢は大雪に遭って敗退し、凍死する兵が千人も出た、と記されている。つまり宗貞国ら対馬の軍勢は、引き上げる途中に郷民から襲撃されたのではなく、大雪のために敗退したというのが実情である。

このように千葉氏の分裂・抗争は、文明元年に教胤の戦死を直接の契機として、教胤とは別系統の胤朝ら兄弟の間で開始された。この段階で当主が誰であり、また争いの相手である弟が誰なのかは判明しないが、弟側には少弐氏の支持が存在した。つまり弟側は少弐・大友方（東軍）が優勢な状況下で、これに乗じて戦っていたのである。ならば敵対する当主側は、大内・渋川方（西軍）だった可能性を想定できるだろう。

三 千葉胤朝・胤盛の抗争と並立

これまでには文明二年の胤朝・胤将の抗争の後、同一八年の胤将による胤朝殺害までの間、千葉氏の動向はほとんど明らかにされていない。¹⁶ 中でも文明一〇年（一四七八）に胤朝と胤盛が対立し、大内政弘が胤朝を支持して胤盛を攻撃した事実については、渋川氏や大内氏の研究では既に指摘

されているが、千葉氏研究においては全くと言っていいほど知られていない¹⁷⁾。そこで、文明二年から一八年までの千葉氏の動向を、胤朝・胤盛兄弟の關係の推移を中心に検討してみる。

(一) 文明二〇年の抗争

この件については、「正任記」¹⁸⁾に詳しい記事が見られる。「正任記」は大内氏の右筆相良正任が、大内政弘に随従して筑前国博多に在陣中の文明一〇年一〇月一日から三〇日にかけて記した日記である。

〈二〇月一日条〉

一 多久小太郎弘宗為御入国御祝言進状候、次依仰為千葉胤朝合力、至堺目進発之由言上候、被遣御書了、

〈同五日条〉

一 自春日城千葉介胤朝使^(佐賀郡)修亮^(門城寺)參上候、御太刀・二千疋被進候、使御対面候、御太刀進上候、三郎^(兩カ)主披露候、
(中略)

一 自小城春日城仁保平左衛門尉頼重參候、探題御心中依御同心、胤盛^(千葉)・下松浦仁遲參云々、所々当手御勢雖為一騎、有御合力者、各可馳走之由也云々、

〈同六日条〉

一 探題御使万年寺^(明範)重而入來候、千葉胤盛事、任御内儀、先小城^(小城郡)之城事、可去渡之由、被仰遣候処、難叶云々、於和与之儀者、無子細候由也、如此之上者、胤盛対治事、無余儀被定了、尾州^(御立巻)・重道^(杉)一同言上候、探題御事、於以後被任御当方之儀、可有御合力胤朝之由、万年寺申之、

聊不可有御扶持胤盛之由也、御使^(兩島)正任者、

(中略)

一 千葉胤朝^(江)被遣御書了、可有御合力事也、探題^(胤盛)胤盛事、不可叶之由被仰遣了、上下松浦衆^(江)同胤朝合力事被遣御書了、

〈同七日条〉

一 千葉胤朝御合力、至小城可進発之由、被仰付秋月大郎^(種朝)・千手^(道叶)越前入道了、為御使被遣江口余三忠郷也、任御下知之旨、可罷向之由言上候、但可給人躰云々、依時宜、重而可被立御勢也、先兩人可有進発之由被仰出了、

〈同八日条〉

一 千葉使^(七)御返書被遣候、使^(七)御太刀給之、
一 依今日小城進発、千手・秋月參上候、御対面候、早々発足神妙之由被仰出了、

一 松浦彈正少弼入道皎達、同肥前源二郎^(少弼)書札到來候、源次郎御一字望申也、先為胤朝合力、可出陣、追而可有言上之由御返事了、次対同名丹後守可及弓矢云々、小城対治之間、可相待候由被仰出了、依尾州儀、
護繼披露候、
(兩カ)

〈同九日条〉

一 為胤朝合力、至下^(小城郡)多久進発之由、波多下野守泰・白石左衛門大夫通頭注進状到来候、

(中略)

一 自松浦後藤兵庫頭・渋江右馬頭・白石左衛門大夫状到来候、至堺目進発之由也、被成御書了、

〈同十一日条〉

一肥前国宮村諸次郎、為御祝儀御太刀進上候、近日小城進発云々、于今延引如何之由御返事了、御劍給之、依尾州儀、正任披露候、

〈同二三日条〉

一探題御使僧景入来候、為合力千葉胤朝、来十五六日比御勢五百計可被立云々、然者当手千手越前入道呼近陣事、其比麻天可被相待之由、探題被仰云々、次筑後北郡上落人忍居云々、御勢遣可然之由也、城山・平等寺同之云々、依尾州之儀、正任披露候、

〈同二七日条〉

一自下松浦御使僧帰参候、為合力胤朝、各可致奔走之由請文到来候、

〈同二二日条〉

一秋月太郎種朝・千手越前入道道畔兩人使者参候、小城之時宜条々言上候、仍老者被仰合了、

〈同二二日条〉

一依千葉両家落居之儀延引、落人等神崎辺少々出張之由、原田刑部少輔弘種・烏田肥後守通忠注進状到来候、但不実之由風聞、

〈同二三日条〉

一自佐賀郡春日山、千葉胤朝使者菊泉坊玄忠参上候、時宜同篇由也、

〈同二九日条〉

一自探題千葉両家和与事、重而被仰之处、胤朝不可叶候由申切了、胤盛者可任御意之由申之旨、以万年寺对重道被仰之由、武道披露候、

応仁・文明の乱により、上洛した大内勢の留守を突いて少弐政尚（頼忠より改名）は大きく勢力を回復した。一方、大内政弘は文明九年一〇月に將軍家から旧領を安堵され、一二月に周防に帰還する。翌一〇年に少弐政

尚を討つため軍勢を發し、八月二七日に豊前国に渡り、九月一六日に少弐勢を破つて同二五日には政尚を大宰府から逐つた¹⁹。その後、少弐氏の殘党を各地で追討し、一二月七日には山口に帰っている²⁰。

以下、記事の概要を一〇月一日条から順に説明しておきたい。

一日には多久弘宗から政弘に、入国を祝う書状が到来し、政弘の仰せにより千葉胤朝合力のため境目に進発すると言上している。つまり政弘はこれ以前に、千葉胤朝合力のため出兵を命じていたのである。五日には「春日城」の「千葉介」胤朝からの使者、円城寺修理亮が到来して政弘と対面した。これにより胤朝は当時、佐賀郡の春日城（現佐賀市大和町大字久池井に春日山があり、城跡が残る）を拠点としていたことが分かる。一方、小城の地は後述のように胤盛が掌握していた。同時に胤朝は、歴代当主の称号である千葉介を名乗っている。また同日に、「小城春日城」から仁保頼重が帰還した。仁保によると、胤盛および下松浦の仁の遅参は、探題渋川教直が心中で同心しているからだという。すなわち教直は胤盛の方に好意的と見られており、少なくともこの段階では、胤朝を支持する政弘とは歩調が合っていない様子が窺える。

六日には、探題の使者万年寺明範が到来する。明範によると探題が胤盛に、政弘の内意に従つてまず「小城之城」（現小城市小城町の千葉城（祇園城）か）を明け渡すようにと言ひ渡したところ、胤盛は和睦に同意しながらも城の明け渡しは拒否した。これによって大内氏による胤盛退治が決定されることとなる。そして七日に、政弘は筑前の秋月種朝・千手道畔に対し、胤朝に合力して小城に出陣するよう命じた。これを受けて秋月・千手は八日、出陣に際し参上して政弘と対面している。一三日には探題の使僧昌林が到来し、一五・六日頃に兵五百ばかりで出立するので、その頃まで

大内勢の到来を待つてほしいという、探題の意向を伝えている。二一日には秋月種朝・千手道伴から使者が到来し、小城の状況を伝えてきた。よつて秋月・千手を中心とした大内氏の軍勢は、八日に博多を出発して一五・六日以降に小城に着陣し、攻撃を開始したことが読み取れる。

ところが二二日には、千葉両家の紛争終結が遅れているため落人らが神崎周辺に出てきているという、原田弘種・烏田通忠からの注進状が到来しており、二三日には春日山から胤朝の使者菊泉坊玄忠が到来し、状況に変化がないことを伝えている。戦況がなかなか進展しない様子が窺える。

そして二九日、探題から両家の和睦について重ねて話をしたところ、胤朝は和睦を否定、胤盛は意に従うと返答した旨、万年寺を通して連絡が来ている。敵である胤盛側が和睦を素直に受け入れる姿勢を見せている一方、大内氏の援助を受けている胤朝側は和睦を認めようとしなないという、興味深い対応の違いが見られる。この結末について記載はないが、この後の両者の文書発給状況から考えると、ともに存続する形で和議が成立したと判断できる。

このように胤朝・胤盛の抗争は、応仁・文明の乱終結後の大内氏による領国回復の動きの中で進化した。胤朝はすでに一〇月以前から大内政弘の支持を得ており、対する胤盛は政弘のもとに参向せず、また和睦の条件を受け入れず敵対の方向に進んだ。胤盛が大内氏に抗戦する状況に向かった背後には、それ以前に少弐政尚との結びつきが存在した可能性がある。いづれにせよ、大内氏の武力により少弐方は一掃され、千葉家の抗争も大内氏の主導下でひとまず終結した。

(二) 胤朝・胤盛の発給文書

続いて、胤朝と胤盛の関係の推移を、両者の発給文書の分析を通して検討してみる。

まず胤朝の発給文書については、現在までに四点(表のNo.4・7・9)を確認している。うち二点は無年号で、年次が明記されている二点のうち、初見は文明一〇年十一月五日付(No.4)であり、先述した胤盛との抗争の直後に当たる。通説によると、胤朝は文明元年六月に家督に就いたとされているが、その時点から約九年半の間、文書発給は認められない。因みに同時代史料の中で「胤朝」の名が確認できる初見は、今のところ前掲の「正任記」である。

一方、胤盛の発給文書は現在までに五点(表のNo.2・3・6・10・11)が確認できる。うち文明一八年までの分は四点で、年次が明記されている四点のうち最も早いのは、文明八年二月三日付(No.3)である。ただし無年号の九月一八日付(No.2)は、文明七年までに発給されたことが判明するので、これが現時点では初見史料である。つまり胤朝より胤盛の方が、三年以上前から文書発給が認められるのである。ただし、文明七年五月二七日付の書下写(No.1)の発給者は、胤朝・胤盛どちらの可能性もある。

また胤盛は、文明九年一〇月七日付の河上社宝殿修復棟札写には「大宮司千葉介平胤盛」と記されており、これ以前に河上社の大宮司に任じ、そして千葉介を名乗っていたことが分かる。これらの事例を見る限り、文明一〇年以前には、胤朝よりも胤盛の方が優勢だったと判断せざるをえない。この時期は、まだ少弐氏の勢力が優勢を保っている中で、胤盛が少弐氏と結びついていた可能性はさらに高まるだろう。そうなるに教胤死後の当主は胤朝、とする通説にも疑問が生じてくる。

表 千葉胤朝・胤盛発給文書

No.	年月日	西暦	差出	宛所	内容	出典	刊本
1	文明7年5月27日	1475	平判（発給者未詳）	庄若狭守殿	小城郡晴気庄居屋敷分2町・同所下地7段3丈・同堺畠二の内1町3段・同囲屋分1町を宛行う。	小城鍋島文庫 「御家中古書佐嘉指出覚」	『佐賀県史料集成 古文書編（以下、 佐賀と略す）』26・ 117頁
2	(~文明7年) 9月18日		胤盛（花押）	渋江薩摩守殿	(杵島郡) 北方の事につき、本知行を安堵する旨を伝える。	小鹿島文書	佐賀17・262頁
3	文明8年2月3日	1476	平胤盛（花押）	河上山後座主御坊	兵部少輔、(佐嘉郡) 神野仏性料田に違乱を致すにより、末代まで高木名字の使用を禁じる。	河上神社文書	佐賀1・223頁
4	文明10年11月15日	1478	平胤朝御判	(武雄社)	佐嘉郡平尾村20町・高木の内神野村仏性田30町を安堵する。	武雄神社文書	佐賀2・187頁
5	文明11年4月13日	1479	平（花押影） (発給者未詳)	今河新二郎殿	名字(今河)の使用を認める。	小城鍋島文庫 「御家中古書佐嘉指出覚」	佐賀26・48頁
6	文明12年6月19日	1480	胤盛（花押）	河上山後座主宰将公殿	佐嘉郡の内山田30町を安堵する。	河上神社文書	佐賀1・224頁
7	文明12年6月19日	1480	胤朝（花押）	河上山後座主宰将公殿	佐嘉郡の内山田30町を安堵する。	河上神社文書	佐賀1・224頁
8	6月13日		胤朝（花押）	実相院進覧之候	(佐嘉郡) 中河の事につき、判形を与える旨を伝える。	実相院文書	佐賀1・298頁
9	9月2日		千葉介胤朝（花押）	謹上大友殿	祝儀の使者を謝し、太刀1腰・馬1疋を贈る。	大友家文書	『大分県史料』26・ 488号
10	文明18年4月5日	1486	平胤盛（花押影）	河上山実相院	佐嘉郡の内神野30町・平尾20町・中河1所を安堵する。	鍋島文庫 「川上古文書」	佐賀2・345頁
11	明応6年正月23日	1497	平胤盛（花押）	河上山唯真坊律師	河上社座主職・往古神領（佐嘉郡）神野30余町・中河12町・平尾20町・其外国中社領・増与律師当知行分を安堵する。	河上神社文書	佐賀1・225頁

ところで、胤朝・胤盛の発給文書の中には、年月日・充所・内容が全く同じ二点の文書（No.6・7）が存在する。

肥前国佐嘉郡之内山田

三十町之事、

右、任先例之旨、知行不可有

相違之状如件、

文明拾貳年六月拾九日

胤朝^{（千葉）}
（花押）

河上山

後座主宰将公殿

肥前国佐嘉郡之内山田

三十町之衷、

右、任先例之旨、御知行不

可有相違之状如件、

文明拾貳年六月拾九日

胤盛^{（千葉）}
（花押）

河上山

後座主宰将公殿

双方がそれぞれ文明一二年六月一九日付で、河上社の後座主宰将公に充てて、佐賀郡のうち山田三〇町を安堵している。筆者がこれらの原本を調査した限りでは、両者は紙質・墨色ともに酷似しており、筆跡も同じと判断できる。この見解が妥当であれば、これらは胤朝・胤盛が別々に作成し

たのではなく、どちらか一方の右筆が二通とも同時に作成したと考えられる。すなわちもう一方は、内容を承認して花押を据えただけということになる。

しかしながら両者を細かく比較すると、文言や字のくずし方には取えて僅かな違いが付けられている。²⁴⁾ 第一に、「…三十町之事」のうち「之事」の字体に着目すると、胤朝の方は比較的くずし方が大きく、胤盛の方はくずし方が小さく楷書に近い程度で、また異体字「𠂔」が使用されている。文書に記されている文字は、原則的には楷書に近い方が厚礼で、くずしが大きい方が薄礼と言えるだろう。第二に、「…知行不可有相違」の「知行」を見ると、胤朝の方は「知行」と記されている一方で、胤盛の方は尊敬・丁寧の意を表す接頭語「御」を付けて「御知行」と記されている。第三に、署名の高さを細かく比較すると、胤朝の「胤」の字は前行に記された「六月」の「六」と「月」の両方にかかる位置にあるのに対し、胤盛の「胤」の字は前行の「月」と同じ高さで「六」よりは低い位置にあり、胤朝よりやや低い位置に書かれている。第四に、充所のうち「宰将公」、特に「将」の字体については、胤朝の方が比較的くずし方が大きく、胤盛の方はくずし方が小さく楷書に近い程度である。

これらはいずれも微妙な違いではあるが、比較すると僅かに胤盛の方が厚礼・低姿勢な様式と理解できるので、その分だけ相対的に胤朝の方が薄礼・高姿勢ということになる。このような様式の違いを用いて、若干ながら胤朝が胤盛より上位に位置することを、意図的に表現しているのである。この二通の文書を胤朝・胤盛のどちらか一方が同時に作成したと既に指摘したが、下位に位置付けられている胤盛側が自発的に作成したとは考え難いので、胤朝側が作成した可能性が高いだろう。そして胤盛が文書の

文面を承認して花押を据えたということは、あるいは胤盛側に様式の厚薄を察知されないよう、胤朝側が一通だけ提示したという推測もできるだろうが、やはり双方の相談・同意の上で発給されたと見るのが自然ではないだろうか。そこで、胤朝が河上社の実相院に発した次の書状（No. 8、年末²⁵⁾）に注目したい。

（切替引）
尤細々可令申候之處、路次不輒候之俣、乍存候、誠非本意候、仍就先
度中河之事、胤盛所まで被仰候由承候、尤早々可申談候之處、当宗之
事御存知前候間、于今延引候、雖然去々年之刻、御辛勞之事候之間、
進判形候、弥其方之事者、御了簡憑存候、委細之旨、使可申候、恐々
謹言、

六月十三日

（千巻）
胤朝（花押）

実相院

進覽之候

これによると、実相院は以前に寺領の佐賀郡中河について胤盛に訴えている。胤朝はこれを聞き、「尤早々可申談候」としつつも「当宗之事」（一族のこと。つまり千葉家の内紛）が原因で今まで延引していたと述べ、「判形」（安堵状か）を出す旨を伝えている。「申談」の主体は胤朝と胤盛であり、訴訟の際に両者が相談して対応するという在り方が前提に存在したことが読み取れる。この事例では二人の関係悪化により訴えは滞っているが、関係が安定している時は二人が相談して訴訟に対応していた事実が明らかになり、前掲した二通の同一内容の文書も、同様に相談の結果として発給されたと理解できる。ただし、このような対応が見られるのは肥前国鎮守である河上社に限られている。千葉氏は南北朝期に肥前国の国衙機構

を掌握して公権力としての地位を確立、自らは河上社の大官司職を世襲した。両千葉家にとって河上社との関係維持は、自己の地位を保つていく上で特に重要だったために、同社への対応だけは双方協力していたのではないだろうか。しかしそのような場面であっても、両者の関係は全くの対等だったわけではなく、文明一〇年一〇月の抗争後に出された前掲の文書二通を比較すると、この時点では胤朝優位の形で進められていたことが明らかである。

以上をまとめると、胤朝・胤盛の力関係は、少弐・大友方が優勢だった文明一〇年以前は胤盛の方が優勢だが、大内氏による少弐勢掃討の中で起きた文明一〇年の抗争を契機にして逆転し、胤朝の方が優勢になったと考えられる。ただし、両者は時期によって優劣の変化はあっても、一方が他方を完全に打倒するには至らず、並立する形で存続し続けた。特に領内の統治において、肥前国鎮守の河上社に関しては、両者の関係が安定している時には相談して対応していたのである。

おわりに

これまでに指摘した内容について、一通りまとめをしてみる。

戦国期における千葉氏の分裂・抗争は、応仁・文明の乱の波及による北部九州の動乱の中で、文明元年六月に千葉教胤の突然の戦死を契機に始まった。教胤死後の当主の座をめぐる胤紹の子胤朝ら兄弟の間で争いが起き、それぞれが大内・渋川方（西軍）または大友・少弐方（東軍）と連携して抗争を展開する。応仁・文明の乱が終結すると、大内氏は文明一〇年八月に北部九州に出陣し、少弐氏勢力を掃討して領国を回復する。この

間に千葉胤朝・胤盛の抗争が起きるが、大内氏は胤朝を支持し、少弐方と見られる胤盛を攻撃した。結果、両者の抗争は大内氏の主導によって双方が存続する形でひとまず終結した。胤朝と胤盛の力関係は、この文明一〇年の抗争を境に、胤盛優勢から逆転して胤朝優勢に変化したと考えられる。優劣に変化はあっても、両者は並立する形で存続し続け、統治について両者が相談する場面も認められた。よって少なくともこの段階の状況を見る限り、分裂・抗争がそのまま千葉家の衰退を招いたとは判断できない。

最後に文明一八年に起きたという、胤将による胤朝殺害の一件について触れておきたい。これまでの通説によると、文明二年に胤朝に敗れて没落した胤将は、潜伏して時節を窺い（「北肥」、同一八年一〇月三日に小城城に夜襲をかけて胤朝を殺害、その上で少弐政資（政尚より改名）の弟（胤資）に胤朝の跡を継がせたとされている（「鎮西志」「要略」）。しかし、この事件は同時代史料では実在が確認できず、また先述したように胤将の实在自体、現時点では証明できない。もっとも、胤将が実在しなかったと断定する積極的理由もないので、この問題については今後の史料発見を待つしかないだろう。その後、胤朝は史料上に姿を現さなくなるので、この頃に死亡あるいは隠退したこと自体は事実と見て差し支えないだろう。

ところで、少弐政資は文明一〇年九月に大宰府を追われた後、肥前国松浦郡の相神浦まで退避し、そこから再び勢力を挽回、同二年（一四八三）一〇月以前に探題渋川万寿丸の本拠綾部城を攻撃するまでに回復している。²⁹つまり文明一八年という時期は、少弐氏が肥前国内で勢力を取り戻す延長線上に位置しており、これを機に千葉氏は一方が少弐氏と結んでその弟を当主に迎え、胤資―少弐方と胤盛―大内方に再び分裂することになったのである。

【註】

- (1) 最も研究蓄積がある龍造寺氏の場合も、一六世紀後半の隆信・政家二代の段階に研究が集中しており、それ以前の段階についての研究が必要と思われる。
- (2) 川添昭二「肥前千葉氏について―鎌倉・南北朝時代―」(同著『九州中世史の研究』吉川弘文館、一九八三・三、初出は一九六八・九)・野口実「千葉氏と西国」(同著『中世東国武士団の研究』高科書店、一九九四・一二、初出は一九九一・五)・同「東国武士西遷の文化・社会的影響―肥前千葉氏・美濃東氏などを中心に―」(同編『千葉氏の研究(第二期)東国武士研究叢書 第五卷』名著出版、二〇〇〇・五、初出は一九九七・一二)・湯浅治久「肥前千葉氏に関する基礎的考察―地域と交流の視点から―」(『千葉県史研究』五、一九九七・三)ほか。
- (3) 宮島敬一「戦国期権力の形成と地方寺社―肥前龍造寺氏と河上社―」(本多隆成編『戦国・織豊期の権力と社会』吉川弘文館、一九九九・九)・同「中世後期における国人領主と地方寺社―肥前千葉氏と「公権」の構造―」(所理喜夫編『戦国大名から將軍権力へ―転換期を歩く―』吉川弘文館、二〇〇〇・三)。
- (4) 川添昭二「洪川満頼の博多支配及び筑前・肥前経営」(竹内理三博士古稀記念会編『続莊園制と武家社会』吉川弘文館、一九七八・二)・同「九州探題の衰滅過程」(『九州文化史研究所紀要』二三、一九七八・三)・佐伯弘次「大内氏の筑前支配―義弘期から政弘期まで―」(川添昭二編『九州中世史研究』一、文献出版、一九七八・一一)。
- (5) 小城町役場、一九七四・三。
- (6) 馬渡俊継著「北肥戦誌(九州治乱記)」(高野和人編『北肥戦誌』青潮社、一九九五・一)・犬塚盛純著「歴代鎮西志」(高野和人編『歴代鎮西志』青潮社、一九九四・四)・著者不明「歴代鎮西要略」(近藤瓶城編『増補歴代鎮西要略』文献出版、一九七六・九)。
- (7) 室町・戦国期の千葉氏に関する叙述は、昨今の千葉氏研究プロジェクト編『中世小城の歴史・文化と肥前千葉氏』(佐賀大学地域学歴史文化研究センター、二〇〇九・一〇)・肥前千葉氏調査委員会編『中世肥前千葉氏の足跡―小京都小川の源流―』(佐賀県小城市教育委員会、二〇一〇・一・三)に至るまで数多く刊行されているが、その内容に大きな違いはなく、いずれも基本的に後世の編纂資料に依拠しており、それが通説となっている。そのため本稿ではこれらの先行研究を個別に挙げることはせず、典拠となっている編纂資料だけを紹介するに止めたい。
- (8) 「相良家文書」応仁二年一〇月二八日付室町幕府御教書(『大日本古文書 家わけ第五 相良家文書之一』二〇三号)・「黒岡帯刀所蔵文書」応仁二年一〇月二八日付室町幕府御教書(『大宰府・太宰府天満宮史料』一三、三五七頁)ほか。
- (9) 「志布志野辺文書」(文明元年)五月一日付野辺盛仁申状写(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ九』四八三頁)・「同」(文明元年)六月二八日付野辺盛仁申状写(『同』四八四頁)。
- (10) 「大友家文書」(文明元年)七月二二日付足利義政御内書(『大分県史料』二六、三八八号)・「同」(文明元年)七月一八日付足利義政御内書(『同』二六、三八九号)。
- (11) 前掲史料註(9)六月二八日付野辺盛仁申状写。
- (12) 元胤の没年は、鍋島文庫所蔵「千葉家系図 平姓」・「平朝臣徳島系図」ほか諸書において、寛正五年で一致している。
- (13) 田中健夫訳註『海東諸国紀 朝鮮人の見た中世の日本と琉球』(岩波書店、三四五頁。読み下し文一六六頁)。
- (14) 「大友家文書」(文明二年)二月四日付足利義政御内書(『大分県史料』二六、三九〇号)ほか。
- (15) 前掲史料註(13)。
- (16) 文明九年(一四七七)二月、胤朝の軍勢が藤津郡の大村家親を攻め、有尾城から逐ったという記事(「北肥」。「鎮西志」。「要略」では文明八年とする)は、諸書で多く取り上げられているが、この合戦は今のところ同時代史料で確認できない。
- (17) 管見の限りでは、『佐賀市史 第一巻』(佐賀市史編さん委員会、一九七七・七)五二九頁・『牛津町史』(牛津町史編さん委員会、一九九〇・三)二〇三頁で若干触れられている程度である。
- (18) 『山口県史 史料編中世I』三二八頁。
- (19) 「親元日記」文明一〇年一〇月二四日条(『大日本史料』八編一〇、六八九頁)・「陶弘護肖像賛」(『山口県史 史料編中世IV』六九〇頁)。
- (20) 「晴富宿祢記」文明一二年二月二日条(『図書寮叢刊 晴富宿祢記』七三頁)。
- (21) 「小城春日城」は、「小城・春日城」と両所を並記しているのか、あるいは「小城」・「春日城」のどちらかが誤記か。
- (22) この文書の充所の松江薩摩守は、「小鹿島文書」文明七年一二月二三日付洪川教直官途奉状(『佐賀県史料集成 古文書編』一七、二七七頁)において右馬頭を授与されている。

